

北上市告示甲第8号

北上市中小企業融資要綱（平成7年北上市告示第23号）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月21日

北上市長 八重樫 浩 文

改正前	改正後
（融資額及び返済期間） 第6 [略] 2 <u>岩手県小口事業資金貸付要綱（昭和39年4月1日岩手県制定）に基づく普通小口資金、岩手県小口事業資金貸付要綱（昭和39年4月1日岩手県制定）に基づく小規模小口資金、いわて起業家育成資金貸付要綱（平成9年4月1日岩手県制定）に基づく創業資金又は岩手県商工観光振興資金貸付要綱に基づく一般資金</u>の融資を受けている場合は、その融資残高を前項の融資額から除いた額とする。 3 [略] （償還期間の延長） <u>第11 取扱金融機関は、第10の規定により融資を受けた者が、第7に定める期間内に融資の償還を終えることができないと認めたときは、その者の申請に基づき協会と協議のうえ、償還期間を延長することができるものとする。</u> （報告）	（融資額及び返済期間） 第6 [略] 2 <u>岩手県が実施する中小企業に対する制度融資の普通小口資金、小規模小口資金、創業資金又は商工観光振興資金</u>の融資を受けている場合は、その融資残高を前項の融資額から除いた額とする。 3 [略] （報告）

<u>第12</u> [略] （その他） <u>第13</u> [略] 別記様式（<u>第10関係</u>） [略]	<u>第11</u> [略] （その他） <u>第12</u> [略] 別記様式（<u>第11関係</u>） [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	